令和８年度　山口市へき地保育所利用者負担額表　≪阿東地区の園のみ≫

階層	定義			副食費徴収免除対象 ・ 利用者負担額（月額）円					
				1号認定		2号認定 ・ 3号認定			
						（3～5歳児）		（0～2歳児）	
				副食費	教育標準時間	副食費	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援支給受給世帯			きょうだい順に関わらず徴収免除	幼児教育・保育の無償化により無料	きょうだい順に関わらず徴収免除	幼児教育・保育の無償化により無料	幼児教育・保育の無償化により無料	幼児教育・保育の無償化により無料	
B1	市民税非課税世帯		母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯							
B2			その他の世帯							
C1	市民税課税世帯（均等割のみ課税）		母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯						3,400	3,400
C2			その他の世帯						8,000	8,000
D1	市民税所得割額	48,600円未満	母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯						4,200	4,200
D2			その他の世帯						10,000	10,000
D3		48,600円以上57,700円未満	母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯						4,200	4,200
D4			その他の世帯						14,000	14,000
D5		57,700円以上77,200円未満	母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯						4,200	4,200
D6			その他の世帯						14,000	14,000
D7		77,200円以上85,200円未満		小学３年生までの兄姉を含めて３人目以降は徴収免除 (1) (2)		第３子以降は徴収免除 同時入所の３人目以降は徴収免除 (1) (2)			16,000	16,000
D8		85,200円以上97,000円未満							19,000	19,000
D9		97,000円以上169,000円未満							25,000	25,000
D10		169,000円以上211,300円未満							29,000	29,000
D11		211,300円以上301,000円未満							36,000	36,000
D12		301,000円以上397,000円未満							43,000	43,000
D13		397,000円以上							50,000	50,000

※1　年齢は令和8年4月1日現在になります。

※2　4月分～8月分の利用者負担額は令和7年度の市民税額により決定されます。9月分～翌年3月分の利用者負担額は令和8年度の市民税額により決定されます。

※3　市民税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除等）は適用されません。

※4　税源移譲が行われた指定都市において市民税が課税されている場合、税源移譲前の旧税率で計算した市民税額を使用します。

※5　こどもの父母の市民税額の合計のほか、父母の収入により同居の祖父母など父母以外の市民税額を合計する場合があります。

※6　1号・2号認定の利用者負担額には給食費は含まれません。3号認定利用者負担額には給食費を含みます。

※7　この利用者負担額のほか、利用する施設・事業により教材費や行事費などの実費徴収費が必要な場合があります。

※8　「延長利用者負担額」及び通常保育時間内であっても保育短時間を越えて利用する場合の「短時間延長利用者負担額」は無償化の対象ではありません。

(1)　国の軽減制度の説明です。なお、同時入所には幼稚園や企業主導型保育施設等を利用している場合も含めます。

(2)　県及び市の軽減制度の説明です。なお、この制度は、(1)の国の軽減制度に加えて軽減を適用します。